

市民税・県民税

問 市民税課 ☎21-8766

個人の市民税・県民税は、原則として1月1日現在の住所地で、前年中の所得などをもとに課税されます。

市民税・県民税の申告

1月1日現在の住所地の自治体に、前年中（1月～12月）の所得など必要事項を記入した申告書を3月15日までに提出することになっています。この申告は、市民税・県民税を計算するための基礎資料となるだけでなく、介護保険料、国民健康保険税、保育料、児童手当などの算定資料にもなりますので、**収入がない方も期日までに必ず申告してください。**

申告がない場合は、各種申請などの手続きに必要な市民税・県民税証明書（所得証明）、納税証明書などが発行できないことがあります。

ただし、次の方は申告する必要はありません。

- 所得税の確定申告をされる方
- 給与所得者で、給与以外に所得がなく、勤務先から平塚市に給与支払報告書が提出されている方
- 公的年金の所得のみで、所得控除の追加がない方など

軽自動車税（種別割）

問 市民税課 ☎21-8767

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在、市内を主たる定置場（保管場所）とする軽自動車など（原動機付自転車などを含む）をお持ちの方にかかる税です。

● 原動機付自転車（125cc以下）等^{※1}の手続き

申告内容	必要なもの			
	標識交付証およびナンバープレート ^{※2}	廃車証	譲渡証	販売証
購入				●
登録	転入		●	
	未廃車	●		
譲渡	廃車済		●	
	市外から	●		●
市内	標識交付証のみ ^{※3}		●	
廃車	●			

※1 小型特殊自動車・ミニカー・特定小型原動機付自転車を含む ※2 標識交付証は無くても可 ※3 ナンバープレートを交換する場合は要ナンバープレート

手続きの際に本人確認を行っております。窓口にお越しの方は、公的機関発行の御本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

- 軽自動車、バイク（125cc超）の手続き
以下の手続き先にお問い合わせください。
● 軽自動車：軽自動車検査協会 ☎050-3816-3119
● バイク（125cc超）：自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038

固定資産税・都市計画税

問 固定資産税課 ☎21-8557

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方にかかります。税額は固定資産税課税標準額に1.4%の税率を掛けて算出します。また、市街化区域内に土地、家屋をお持ちの方には、都市計画税（税率0.2%）が併せてかかります。

固定資産評価額の縦覧

問 固定資産税課 ☎21-8768

固定資産の評価額などは、縦覧期間中に固定資産税課でご覧いただけます。なお、課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、原則3年に一度の基準年度のみ文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。ただし、固定資産の価格などを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までの間に、申し出てください。

家屋の調査

問 固定資産税課 ☎21-8768

家屋を新築または増築等した場合は、家屋の調査をします。この調査をもとに、家屋にかかる固定資産税の額が決まります。

市税の納付方法

問 納税課 ☎20-8216

市税の納付方法

市税を納めるには、納付書に印字されている二次元コード（eL-QR）を使った「地方税お支払いサイト」での納付が便利です。また、eL-QRに対応するスマートフォンアプリでの決済も可能です。

このほか、金融機関、コンビニエンスストア、市役所の銀行派出所窓口や口座振替で納めることもできます。納付方法の詳細は市ウェブ（下記二次元コード）をご覧ください。



納期限までに納めてください

納期限までに完納されない場合、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

なお、特別な事情により納期限内の納付が困難な場合には、納税課までお早めにご相談ください。

国税・県税についての問い合わせ

所得税や自動車税などについては、次のところへお問い合わせください。

- 国税（所得税、法人税、相続税、贈与税等）
● 平塚税務署 ☎22-1400
- 県税（自動車税、不動産取得税、事業税等）
● 平塚県税事務所 ☎45-3150（代表）
● 自動車税コールセンター ☎045-973-7110

議会

問 議会局 ☎21-8791

市議会定例会

市議会定例会は毎年3月、6月、9月、12月の4回開かれ、このほか必要に応じて臨時会が開かれます。原則として、午前10時に開会します。

常任委員会

市長から提案された議案の可否は最終的にはすべて本会議で決定されますが、少数の議員で構成する専門別の常任委員会であらかじめ審査します。議会には4つの常任委員会（総務経済、環境厚生、教育民生、都市建設）があります。

特別委員会

通常の案件は常任委員会で審査しますが、特別な案件について必要と認められるときには特別委員会を設けて審査します。一例として、毎年度の一般会計や特別会計、病院事業、下水道事業の決算を審査するため、決算特別委員会を設置します。

請願・陳情

請願・陳情とは、国や県・市等に対し、一定の希望を述べる行為のことを指します。提出するためにはその趣旨と提出者の住所・氏名を記載の上、署名または記名押印をして議長宛てに提出することになっています。請願の場合は、このほかに趣旨に賛同する議員の署名が必要になります。手続きは議会局にお問い合わせください。

本会議の傍聴

市議会の本会議は庁舎本館の議場で開催しています。傍聴を希望する方は、8階に傍聴受付がありますので、直接ご来場ください。10名以上の団体での傍聴を希望する場合には、あらかじめ議会局にご連絡ください。

また、委員会も傍聴できます。

本会議の中継

市議会本会議の様子は、ケーブルテレビ「湘南ケーブルネットワーク」（デジタル002チャンネル）とインターネットで生放送しています。また、録画放送もしています。

広報紙『広報ひらつか』

市政の動きを中心に、文化・イベント・生活情報・まちの話題などを掲載しています。また、市ウェブで最新号やバックナンバーもご覧いただけます。

●毎月第1・第3金曜日に発行

ご自宅のポストに配達します。このほか平塚駅構内、公民館、グランドホテル神奈中、ホテルサンライフガーデン、商業施設などに配架。自宅に届かない場合は、広報課広報担当または、広報紙に記載している配布業者にご連絡ください。



『広報ひらつか』が読めるアプリ

マチイロ

広報ひらつかを手軽に読んでいただくために、スマートフォンやタブレットPC端末用のアプリ「マチイロ」を利用し、広報ひらつかを配信しています。

広報ひらつかを登録すると、最新号の発行が自動的に通知されるので、情報を見逃すこともありません。画面の拡大・縮小もできます。

詳しくは、株式会社マチイロのウェブをご覧ください。



▲アイコン

カタログポケット Catalog Pocket

広報ひらつかをスマートフォンやタブレットPC端末用のアプリ「Catalog Pocket」で多言語配信しています。

対応する言語は、日本語を含む10言語(英語・韓国語・中国語繁体字・中国語簡体字・タイ語・インドネシア語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語)です。

「Catalog Pocket」には、端末所持者の対応言語を自動判別し、小さな文字も拡大表示ができるテキストウィンドウ機能があります。アプリ版では、個人の嗜好に合ったコンテンツを優先表示します。閲覧履歴による読者へのおすすめ情報などもトップ画面に優先表示されます。



▲アイコン

詳しくは、株式会社モリサワのウェブをご覧ください。

iPhoneなどのiOS端末は「App Store」、Android端末は「Google Play」でアプリをダウンロードしてください。ダウンロード・利用料は無料です。通信料は利用者の負担です。

声の広報

目の不自由な方を対象に発行している『広報ひらつか』の主な内容の朗読を録音した約90分のデイジー・CDです。

●毎月2回発行/希望者に配付

点字版『広報ひらつか』

目の不自由な方を対象に発行している『広報ひらつか』の内容を訳した点字版広報紙です。

●毎月2回発行/希望者に配付

平塚市ウェブ

平塚市

検索

平塚市の最新情報を、インターネット上でお好きなときにご覧いただけます。イベント情報やリアルタイム窓口混雑情報のほか、手続きに必要な様式をダウンロードすることもできます。

YouTube 市公式チャンネル

平塚市の「ヒト」や「モノ」や「コト」にスポットを当て、まちの魅力を発信する「ひらつかシングス」をはじめ、プロモーション映像や、市のさまざまな取り組みを紹介する動画を配信しています。



テレビ広報

ケーブルテレビ・湘南ケーブルネットワーク(SCN)の湘南チャンネル(デジタル002チャンネル)などで、広報番組を放映しています。

湘南ケーブルネットワーク ☎0120-121-302

ラジオ広報

市からのお知らせや行事、イベント情報などをFM湘南ナパサ(78.3MHz)で放送しています。

●平塚市広報だより(1回約5分)

(月～金曜日)
午前7時から、午後1時から、5時45分からの3回
(土曜日・日曜日)
午後5時45分からの1回

●スポットアナウンス

市からの緊急情報などを随時放送しています。

FM湘南ナパサ ☎23-7111

防災行政無線

問 危機管理課 ☎21-9863

市内124カ所に屋外拡声器があり、災害時の緊急放送などを市内全域に放送しています。また、機器の動作確認のため、1日に1回試験放送(愛の鐘)を実施しています。その他、必要に応じて臨時放送を行います。

●試験放送曲目:「夕焼け小焼け」

(放送時刻:4～9月は午後5時30分、10～3月は午後4時30分)

防災ラジオ

問 危機管理課 ☎21-9863

防災行政無線を補完するため、屋内でも災害情報等を受け取ることができる防災ラジオを市民に有償配付しています(配付については、市ウェブ等でご確認ください)。

防災ラジオは、災害発生時に防災行政無線の放送に連動して自動起動し、最大音量で災害情報を放送します。

みんなのまち情報宅配便

問 協働推進課 ☎21-9618

「みんなのまち情報宅配便」は、市民グループが希望する場所に市職員が出向き、市の事業や施策を説明する制度です。参加者と意見交換することによって、市民と行政との協働によるまちづくりの一層の推進を図ることを目的としています。

職員がお話するテーマは、市が用意したメニューの中からお選びください。メニューにないテーマを希望する場合は、協働推進課にご相談ください。

また、事業・計画などへの意見を募集する「パブリックコメント」実施時には、事業・計画などの説明会にも活用できますので、ぜひ、ご利用ください。

●宅配便メニュー

「みんなのまち情報宅配便」では、次の分野に分けて

「地元密着!! ちいき情報局」

「地元密着!! ちいき情報局」は、パソコンやスマートフォンから地域の情報を得ることができるインターネット上のページです。情報の掲載は、その地域の方が担当しています。

行事案内や見逃した回覧板など知りたい情報をすぐに手に入れることができます。

- パソコン用サイト
<https://hiratsuka.johokyoyu.net/>
- スマートフォン用サイト
<https://hiratsuka.johokyoyu.net/sp/index.php>



※スマートフォン用サイト

さまざまなテーマを用意しています。

- 人権、生涯学習、スポーツ、芸術・文化、交流
- コミュニティ活動、子育て、福祉、健康、防災
- 自然・環境、まちづくり、資源リサイクル、公共交通
- 商業、観光、海業、農業
- 市政、広報、市税、選挙ほか

メニューは半年に一度、更新しています。最新のメニュー一覧や申込書は、市ウェブでご覧いただけるほか、各地区公民館、ひらつか市民活動センターにあります。

ひらつかわくわくマップ

問 デジタル推進課 ☎21-8792

「ひらつかわくわくマップ」は、パソコンやスマートフォンなどから子育てマップ、学区、各種ハザードマップなどの市民生活に役立つ情報や、都市計画規制図、下水道台帳図、道路台帳など各種の事業活動に必要な地図情報を見ることができるインターネット上のページです。

『ひらつかわくわくマップ』と検索するか、二次元コードからご利用ください。



ほっとメールひらつか

緊急情報や生活に身近な情報などを、あらかじめ登録いただいたメールアドレスへ配信します。このサービスの利用料・登録料は無料です。ただし、通信料・インターネット接続費用は、利用者の負担となります。

①パソコン・スマートフォン用

パソコン・スマートフォンからは、下記URL(SCNウェブ)をウェブブラウザで開く、または二次元コードを読み取り、利用登録してください。

https://scn-net.easymyweb.jp/pocket/f_about.asp

②多言語配信

日本語を母国語としない方へ災害情報をお伝えるために平塚市内の地震風水害情報を登録した言語で配信します。下記URLをウェブブラウザで開く、または二次元コードを読み取り、ご希望の言語を利用登録してください。

<https://scn-net.easymyweb.jp/pocket/f/>



①パソコン・スマートフォン用サイト



②多言語配信

市民相談

市民相談室（市役所本館5階） ☎21-8764 ※は予約制。※以外は電話でお問い合わせください。

日程が変わる場合があります。最新の情報は、市ウェブでご確認ください。

市民生活相談（市民生活相談員）	毎週月～金曜日、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
弁護士相談	毎週水・木曜日、午後1時～午後4時*
税理士相談	毎月第4金曜日、午後1時～午後4時*
司法書士相談	毎月第2金曜日、午後1時～午後4時*
測量・境界相談（土地家屋調査士）	偶数月第2金曜日、午後1時～午後4時*
多重債務相談（認定司法書士）	毎月第2火曜日、午後1時～午後4時*
不動産相談（宅地建物取引業協会）（不動産鑑定士）	毎月第1・第3金曜日、午後1時～午後4時*
分譲マンション管理相談（マンション管理士）	毎月第4月曜日、午後1時～午後4時*
社労士相談	偶数月第2火曜日、午後1時～午後4時*
行政書士相談	毎月第1火曜日、午後1時～午後4時*
住宅（新築・リフォーム）相談（建設組合員）	毎月第3火曜日、午後1時～午後4時*
行政相談（行政相談委員）	毎月第1月曜日、午後1時～午後4時

消費生活センター（市役所本館5階） ☎21-7530

消費生活相談	毎週月～金曜日、午前9時30分～午後4時
--------	----------------------

青少年相談室（市役所本館1階） ☎34-7311

青少年相談	毎週月～金曜日、午前10時～午後5時
ヤングテレホン（青少年専用ダイヤル）	毎週月～金曜日、午前10時～午後5時 ☎33-7830

くらしサポート相談（市役所本館1階） ☎21-8813

生活や仕事に関わる困りごとの相談	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時
------------------	----------------------

成年後見利用支援センター「平塚後見センター よりそい」 ☎35-6175 FAX 63-3377

成年後見制度に係る相談	毎週月～金曜日、午前9時00分～午後5時
-------------	----------------------



こどもの総合相談（市役所本館1階こども家庭課）（こども家庭センター） ☎21-9843

こども総合相談	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時
母子・父子相談	毎週月～金曜日、午前10時15分～午後5時

保健センター（健康課） ☎55-2111 FAX 55-2139

育児相談（電話）	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時
育児相談（来所）	毎月2回、午前9時30分～午前10時30分
健康相談（電話）	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時
健康相談（来所）	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時（予約制）

“ひらつかネウボラールーム はぐくみ”（こども家庭センター） ☎59-9570・59-9571 FAX 55-2139

母子健康手帳の交付	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時（予約制）
妊娠・出産・育児相談	

福祉会館 ☎33-2333 FAX 33-6588

ボランティア相談（直通☎33-0007）	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時
生活支援相談（直通☎33-3100）	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時

人権・男女共同参画課（市役所本館7階） ☎21-9861 FAX 21-9756

人権相談（来所）	偶数月第3火曜日、奇数月第3木曜日、午後1時～午後4時 （受付は午後3時まで）
女性のための相談（直通☎21-9611）（電話・来所）	毎週月～金曜日、午前9時30分～午後4時（予約優先）

子ども教育相談センター ☎36-6013 FAX 36-7555

来所相談	毎週月～金曜日、午前10時～午後5時（予約制）
電話相談	毎週月～金曜日、午前9時～午後5時

子育て支援センター ☎34-9076 FAX 34-9076

来所相談・電話相談	毎週月～金曜日、午前10時～午後3時
-----------	--------------------

こども発達支援室くれよん（こども家庭センター） ☎32-2738

子どもの発達相談（来所）	毎週月～金曜日、午前10時～午後3時（予約制）
子どもの発達相談（電話）	毎週月～金曜日、午前8時30分～午後5時

障がい福祉課（市役所本館1階） ☎21-8774 FAX 21-1213

手話通訳者の設置	毎週月～金曜日、午前9時～午後5時 （設置時間を変更する場合があります。詳しくは市ウェブをご覧ください。）
----------	--

広告

宗教宗派自由・秦野渋沢丘陵に東西最大級14,000区画の大型霊園 [湘南森林霊園](#) 🔍検索

「個別の家族墓所・めおと墓所」などの永代供養墓も充実しております。

美野渋沢丘陵 公益財団法人 相模メモリアルパーク 小田急線 お車で渋沢駅約7分 東名高速 秦野中井IC約15分

湘南森林霊園 ☎0120-231-271

所在地：〒259-1322 神奈川県秦野市渋沢3249-22 開園時間：8:30～17:00 水曜定休日

地域活動

自治会・町内会に加入しましょう

☎ 協働推進課 ☎21-9618

“心ふれあいまちづくり”の第一歩は、地域の人々が気軽にあいさつしたり、話し合うことから始まります。

私たちの身の回りには、防災、防犯、ごみ収集など生活に密着した問題が数多くあります。

自治会・町内会は地域に住む人たちが、住みよい豊かなまちづくりを目指して、地域におけるさまざまな問題の解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な任意の団体です。

自治会・町内会が行っている主な行事や活動例

●「自主防災・互助活動」

いつくるか分からない災害(地震、火事、水害)や、不幸に見舞われたときのお互いの助け合いなどは大きな役割です。

●「安心・安全」

子どもたちの登下校の見守り、地域の危険箇所の確認や対策など、安心して暮らせる日常を自治会・町内会は支えています。

●「ごみの分別活動」

日常出されるごみ、その収集場所の設置や掃除を行うとともに、資源再生物の分別に協力しています。

※どこの収集場所を利用すればよいか分からないときは、地域の自治会長さんや近隣の方に聞いてください。

●「地区レクリエーション大会、盆踊り等の実施」

気軽に参加できる行事を行い、いざというときに役に立つ地域の方々との交流や親睦を図っています。

●「子ども会、ゆめクラブ(老人クラブ)等の各種団体活動への支援・育成」

子どもたちの健全育成、レクリエーションやゆめクラブ(老人クラブ)の振興等、地域内の各種団体への支援を行い、育成に努めています。

このような活動をしている自治会・町内会へ、あなたも加入しましょう。

加入を希望する方は、あなたの地域の自治会・町内会長さんや役員さんにお申し出ください。

地域の自治会・町内会長さんが分からないときは、**協働推進課**までお問い合わせください。

イベント用品の貸出

平塚市では、市内で活動する自治会、町内会等の地域団体が実施するふれあい活動に対して、次のとおりイベント用品の貸出を無料で行っています。

● **イベント用品** ※原則1種類につき、1台までの貸出

- ポップコーン機 3台
- 綿がし機 3台
- かき氷機 3台
- 焼き物器 1台
- 焼きそば台 2台
- 発電機 1台



綿がし機

●利用条件

- ① 地域の方が誰でも参加できる、地域とのふれあい活動等にご利用ください。
- ② 燃料、電池等の消耗品はご用意ください。
- ③ 備品をほかに貸与しないでください。
- ④ 借受の目的以外に利用しないでください。
- ⑤ 使用後は必ず清掃し、正常に使用できる状態で返却してください。
- ⑥ 破損または亡失した場合は、修理等により原状回復または損害を賠償していただきます。
- ⑦ 備品が故障している場合には、貸出ができません場合があります。

貸出手続きの流れ

- ① **協働推進課** (☎21-9618) へ電話で予約状況を確認してください。
- ② 貸出備品、期間、使用場所などの内容を確認の上、仮受付をします。
- ③ 貸出日の1週間前までに、「借受申請書」を提出してください。提出は窓口、郵送、メール、FAXでできます。詳細は仮受付の際にご説明します。

先行予約

貸出期間を、前期(4月～9月)、後期(10月～3月)に分けています。

また、年2回次のとおり先行予約として受付をします。

貸出期間	受付開始
前期(4月～9月)	2月第3金曜日
後期(10月～3月)	8月第3金曜日

- 先行予約の受付は、「広報ひらつか」でお知らせします。
※受付期間は、受付開始日からおおむね1週間です。
- 予約が重複した場合には、抽選となります。
- 先行予約終了後は、先着順での受付です。